附則第五条第二項に規定する第二号被保険者の見込数
附則第七条の四に規定する補正後第二号被保険者数
附則第七条の四第二号イに規定する数
附則第八条の四第一項に規定する補正後第二号被保険者見込数
附則第八条の四第一項第二号イに規定する数
附則第八条の九に規定する補正後第二号被保険者数
附則第八条の九第二号イに規定する数

（公示）

第十条　厚生労働大臣は、平成二十九年度及び平成三十年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一　総報酬割概算負担率
二　補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額
三　附則第四条の四第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率
四　附則第五条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
五　補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額
六　総報酬割確定負担率
七　補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額
八　補正後第二号被保険者一人当たり負担額

第十条の二　厚生労働大臣は、平成三十一年度の次に掲げる率又は額を定めたときは、あらかじめ公示するものとする。

一　総報酬割概算負担率
二　補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額
三　附則第八条の四第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率
四　補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額
五　総報酬割確定負担率
六　補正後第二号被保険者一人当たり負担調整額
七　補正後第二号被保険者一人当たり負担額

（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第百六十条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める保険給付）	（法第百六十条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める保険給付）
第百三十五条の二の二　（略）	**第百三十五条の二の二**　（略）
2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該支部被保険者（法第百六十条第一項に規定する支部被保険者をいう。以下同じ。）及びその被扶養者に係る保険給付のうち、当該各号に掲げる額を合算した額に係る保険給付は、前項第一号から第三号までに掲げる保険給付から除くものとする。	2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該支部被保険者（法第百六十条第一項に規定する支部被保険者をいう。以下同じ。）及びその被扶養者に係る保険給付のうち、当該各号に掲げる額を合算した額に係る保険給付は、前項第一号から第三号までに掲げる保険給付から除くものとする。

（公示）

第十条　厚生労働大臣は、次に掲げる率又は額を定めたときは、年度ごとにあらかじめ公示するものとする。

（新設）
一　附則第四条第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率
（新設）
二　附則第五条第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率
（新設）
三　附則第六条に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担見込額
（新設）
四　附則第八条に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担額
（新設）